

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和3年度決算審査の概要 －警告決議に係る質疑と審査結果等について－
著者 / 所属	本島 裕三 / 決算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	459号
刊行日	2023-8-2
頁	180-190
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230802.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

令和3年度決算審査の概要

— 警告決議に係る質疑と審査結果等について —

本島 裕三

(決算委員会調査室)

1. 参議院における令和3年度決算の審査経緯
2. 警告決議に係る質疑の概要
 - (1) 送迎用バスの置き去り事案を繰り返さないための対策の徹底について
 - (2) 名古屋刑務所の刑務官による不適正処遇事案について
 - (3) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の不透明な運営について
 - (4) 防衛省・自衛隊におけるハラスメントの根絶について
3. 令和3年度決算の審査結果等
 - (1) 決算の是認
 - (2) 決算に対する各会派の賛否及び意見
 - (3) 警告決議
 - (4) 措置要求決議
 - (5) 会計検査院への検査要請
4. 令和3年度決算審査に基づく決議の特色
5. 決算審査の更なる充実に向けた今後の課題

1. 参議院における令和3年度決算の審査経緯

国の令和3年度決算¹は、第210回国会（臨時会）の令和4年11月18日に、会計検査院の令和3年度決算検査報告とともに国会に提出された。参議院においては、第211回国会（常会）の5年1月24日の本会議において決算の概要報告及びこれに対する質疑を行った後、決算委員会に付託され、同日、委員会において鈴木財務大臣から決算の概要説明を、森田会計検査院長から検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した。4月3日に岸田内閣総理大臣

¹ 令和3年度決算とともに令和3年度国有財産増減及び現在額総計算書、令和3年度国有財産無償貸付状況総計算書が提出され、決算外2件として一括して審査された。

以下全大臣出席の下、全般質疑を行い、その後、省庁別審査を計6回、5月22日に鈴木財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月12日には岸田内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行い、同日に討論及び採決を行うことによって、委員会での審査を終えた。

そして、6月14日の本会議で佐藤信秋決算委員長から委員長報告がなされ、令和3年度決算を是認するとともに、「内閣に対する警告」（以下「警告決議」という。）を行うことを決定した。決算が提出された翌年又は当該年の常会会期中に議了するのは、平成24年度決算審査以降、10年連続となっている（図表1）。

本稿では、令和3年度決算審査における様々な議論²のうち、警告決議に係る質疑の概要を紹介するとともに、令和3年度決算の審査結果等をまとめることとしたい。

図表1 参議院における各年度決算の議決（過去10年度分）

決算年度	国会提出日	提出された翌年又は当該年の常会	議決年月日			
			決算委員会		本会議	
H24	H25. 11. 19	第186回（H26. 1. 24～26. 6. 22）	H26. 6. 9	是認	H26. 6. 11	是認
25	26. 11. 18	第189回（27. 1. 26～27. 9. 27）	27. 6. 29	是認	27. 7. 1	是認
26	28. 1. 4	第190回（28. 1. 4～28. 6. 1）	28. 5. 23	是認	28. 5. 25	是認
27	28. 11. 18	第193回（29. 1. 20～29. 6. 18）	29. 6. 5	是認	29. 6. 7	是認
28	29. 11. 21	第196回（30. 1. 22～30. 7. 22）	30. 6. 18	是認	30. 6. 27	是認
29	30. 11. 20	第198回（31. 1. 28～R元. 6. 26）	R元. 6. 10	是認	R元. 6. 14	是認
30	R元. 11. 19	第201回（2. 1. 20～2. 6. 17）	2. 6. 15	是認	2. 6. 17	是認
R元	2. 11. 20	第204回（3. 1. 18～3. 6. 16）	3. 6. 7	是認	3. 6. 9	是認
2	3. 12. 6	第208回（4. 1. 17～4. 6. 15）	4. 6. 13	是認	4. 6. 15	是認
3	4. 11. 18	第211回（5. 1. 23～5. 6. 21）	5. 6. 12	是認	5. 6. 14	是認

（出所）筆者作成

2. 警告決議に係る質疑の概要

（1）送迎用バスの置き去り事案を繰り返さないための対策の徹底について

令和3年7月、福岡県中間市において5歳の子供が保育所の送迎用バスに置き去りにされ熱中症で亡くなる事案が発生したことを受けて、政府は同年8月、子供の出欠状況に係る保護者への確認や職員間での情報共有等の安全管理の徹底に係る通知を発出したものの、4年9月、静岡県牧之原市において3歳の子供が認定こども園の送迎用バスで亡くなる同様の事案が発生したことが問題となった。

委員会では、乗降時の安全管理の在り方をめぐる関係省庁の対応状況等についてたださ

² 決算審査に当たっては、第40回国会参議院決算委員会（昭和37年5月5日）において、「国会が議決した予算及び関係法律が適正、かつ、効率的に執行されたかをはじめ決算全般について審査し、あわせて政策の実績批判を行う」との方針が決定された。これに基づき、審査対象年度の決算についてだけでなく、決算に係る事項で現年度中の予算執行に問題があるものなどについても随時議論に取り上げ、必要があれば警告を発するなどしている。

れた。永岡文部科学大臣は、「送迎用バスの置き去り事案への対応は、福岡県中間市の事案を受け、内閣府、厚生労働省と連名で、通知を発出し、取組を促していたが、静岡県牧之原市で同様の事案が起きてしまったことは極めて遺憾である。幼児等が送迎用バスに置き去りにされて死亡するという事案が二度と繰り返されないように、関係省庁と連携し「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を策定した。今後とも、関係府省と連携し、送迎用バスの安全管理の徹底について取り組む」旨答弁した³。

（２）名古屋刑務所の刑務官による不適正処遇事案について

名古屋刑務所の刑務官22名が収容中の受刑者3名に対して暴行や暴言等の不適正処遇を行い、刑務官等33名が懲戒処分等となり、このうち13名が特別公務員暴行陵虐等の容疑で書類送検されたことが問題となった。

委員会では、同刑務所において、以前にも不適正処遇事案があり、刑事収容施設法に基づき、全国の刑事施設に弁護士、医師等から成る刑事施設視察委員会が設置されたにもかかわらず、負傷事案が発生するまで発見されなかった原因、全国的に再発防止策を徹底するための具体的な対策等についてただされた。齋藤法務大臣は、「刑事施設視察委員会制度が十分に機能しなかったこと、職員の人権意識の欠如、受刑者の特性に応じた処遇方法が十分に検討、共有されていなかったことなどのほか、刑事施設特有の組織風土として、規律、秩序を過度に重視する点、職員が自らの意見を安心して言いにくい点もまた本件の背景事情の一つと指摘されている。再発防止策については、第三者委員会で議論が進められている。議論の結果も踏まえ、名古屋刑務所にとどまらず、全国の刑事施設にも適用すべきものは適用して、被収容者への暴行、不適正処遇を根絶するべくしっかりと取り組んでいく」旨答弁した⁴。

（３）東京オリンピック・パラリンピック競技大会の不透明な運営について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い1年延期して開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリパラ」という。）について、不正行為により組織委員会の元理事らが相次いで起訴され、スポーツの価値を大きくおとしめたこと、大会経費について国として公表する仕組みがなく、組織委員会の報告⁵と会計検査院の報告⁶とで2,751億円もの相違があり、国民に十分な情報が提供されなかったことが問題となった。

本会議において、不正行為について政府として調査・検証する必要性及び大会経費の総額や国の負担額を公表する必要性についてただされ、岸田内閣総理大臣は、「不正行為については、仮に不正があったとすれば誠に遺憾であり、スポーツの価値を大きくおとしめるものである。現在、刑事手続や公正取引委員会等の調査が行われており、スポーツ庁にお

³ 第211回国会参議院決算委員会会議録第5号（令5.4.17）

⁴ 第211回国会参議院決算委員会会議録第8号（令5.5.15）

⁵ 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「大会経費の最終報告について」（令4.6.21）

⁶ 会計検査院「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について」（令4.12.21）

いて、今後、我が国で開催される大規模な競技大会の運営において参考となる指針を作成することを予定している。大会経費については、昨年6月に組織委員会が報告したものが大会経費の総額と認識をしており、その額は1兆4,238億円であり、そのうち国の負担は1,869億円である。会計検査院の報告では、大会経費に含まれないスポーツ庁の競技力向上等の事業の経費を含め、国が負担した経費は3,641億円と整理されている」旨答弁した⁷。

委員会では、国を挙げて開催した大会で発生した汚職、談合事件に対する政府の責任についてただされた。岸田内閣総理大臣は、「まず、組織委員会において責任を持って対応し、開催都市である東京都において調査チームを設け、様々な分析、調査の深掘りを行っている。国としては、この調査等において事実が明らかになった場合には、法令に従ってしっかり責任を果たしていかなければならない」旨答弁した⁸。

（４）防衛省・自衛隊におけるハラスメントの根絶について

元女性陸上自衛官が所属していた部隊で性被害を受ける事案が発生し加害者の隊員5名が懲戒免職処分とされたこと、ハラスメントが重大な問題となっていることを受け発出された防衛大臣指示による特別防衛監察で1,000件を超えるハラスメント被害の申出があったことが問題となった。

委員会では、防衛省・自衛隊におけるハラスメントの相談件数が増加し続けている要因、具体的な再発防止策等についてただされた。浜田防衛大臣は、「従来行ってきた防衛省のハラスメント防止対策の効果が組織全体まで行き届いてこなかったことの表れであり、極めて深刻で、誠に遺憾である。現在進められているハラスメント防止対策に関する有識者会議の検討の結果を踏まえた新たな対策を確立し、全ての自衛隊員に徹底させるとともに、更に時代に即した対策を行うよう不断の見直しを行い、ハラスメントを一切許容しない組織環境を改めて構築していく」旨答弁した⁹。

3. 令和3年度決算の審査結果等

（１）決算の是認

令和3年度決算は、令和5年6月12日の委員会での採決の結果、多数をもって是認すべきものとし、全会一致をもって内閣に対して警告すべきものと議決された。また同日、令和3年度決算審査措置要求決議が全会一致をもって議決されたほか、国会法第105条の規定¹⁰に基づき会計検査院に対し検査要請を行った。6月14日の本会議においては、令和3年度決算は多数をもって是認することとし、警告決議は全会一致をもって議決された。

（２）決算に対する各会派の賛否及び意見

令和3年度決算の委員会採決において、自由民主党、公明党は決算の是認に賛成、立憲

⁷ 第211回国会参議院本会議録第2号17頁（令5.1.24）

⁸ 第211回国会参議院決算委員会会議録第2号23頁（令5.4.3）

⁹ 第211回国会参議院決算委員会会議録第6号（令5.4.24）

¹⁰ 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

民主・社民、日本維新の会、国民民主党・新緑風会、日本共産党は是認に反対した。討論は反対討論のみが行われ、各会派から述べられた意見は、おおむね次のとおりである¹¹。

立憲民主・社民は、可能な限り国債発行を取りやめることで、一層の財政健全化を進められるにもかかわらず、意図的に決算剰余金を膨らませ、まるで余り金のように見せかけて、巨額の補正予算の財源に充てるなど、財政健全化に対する政府の姿勢が不誠実であること、国税収納金整理資金受払計算書において、数千億円にも上る輸出免税還付金を受け取る事業者があるにもかかわらず、現状の国税収納金整理資金の仕組みでは、輸出を原因とした還付額が区分されていないことから、輸出免税還付金が幾ら支払われたのか明らかにされておらず情報開示が不十分であること、決算の早期提出は、執行実績を翌年度予算へ反映することが容易になるという点で、政府が進める財政健全化に資するものであり、DXの活用により更なる早期提出が可能であること、財務書類の公表も年度が終わってから10か月後から1年後と非常に時間が掛かっており、改善が必要であることを指摘した。

日本維新の会は、令和3年度決算検査報告の指摘は310件、455億円に上り、繰り返し指摘を受けながら、相変わらず事前の見積りや事後チェックが甘いのために国費の不適切な支出や国有財産の散漫な管理を許していること、新型コロナウイルス感染症対策予算において、多額の予算の使い残しや不透明な執行が相次ぐなど執行状況が極めてずさんであること、3年度末の基金残高は12兆9,228億円に上っており、巨額に積み上がった基金についての政府の説明責任は、慣例で提出しているだけの資料や一般公開されない資料、お手盛りの自己点検資料だけであり、説明責任を果たしていないこと、官民ファンドのうち8ファンドは累積赤字となっており、年々損失額が増加していること、ODA事業の効果が発現しない事態が続いており、決算委員会でこれまで何度も措置要求決議を全会一致で可決し、改善を求めてきたにもかかわらず、同じ事態が繰り返されていることを指摘した。

国民民主党・新緑風会は、東京オリパラをめぐる、大会関係者が不正を行い、罪に問われるなど、オリンピック精神が失われ、利権優先となったこと、令和3年度の実質賃金の上昇が僅か0.5%にとどまっており、政府の予算、決算が適切ではなく不十分であったこと、エネルギー価格高騰対策については、予備費ではなく補正予算を組むべきであった上に、国民民主党が重ねて提案していたガソリン税、軽油取引税のトリガー条項凍結解除を政府が取り入れなかったこと、公債残高が他の先進国と比較しても著しく高く、複数の経済専門家が、いつ円安、株安、債券安のトリプル安がこの国を襲ってもおかしくない状況であることを警告しているにもかかわらず、歳出が歳入を大きく上回る構造、いわゆるワニの口はますます大きくなっており、いつ閉じるようになるのか見通せていないこと、3年度中に東日本大震災からの復興が顕著に進まなかったことを指摘した。

日本共産党は、長引くコロナの下、消費税率引下げを求める声に背を向け、減収に苦しむ医療機関への赤字補填や中小零細事業主に対する社会保険料減免、持続化給付金や家賃支援給付金の再給付も拒否し、多くのフリーランスや非正規労働者が求めた賃金、報酬の引上げ、最低賃金の抜本的な引上げ等を行わなかったことなどにより国民の消費は冷え込

¹¹ 第211回国会参議院決算委員会会議録第10号（令5.6.12）

んで景気悪化が進行し、暮らしの格差と貧困が広がっていること、一方で、大深度地下トンネル工事で陥没事故を起こした東京外郭環状道路を含む大型開発事業、菅政権肝煎りのDX、大企業優遇のカーボンニュートラル税制、原発再稼働と高速炉開発予算を措置していること、東京オリパラについて、開催の強行により感染リスクが拡大したほか、膨張し続けた大会総経費は1兆6,989億円、うち国負担は3,641億円に上り、最終的な総支出額はいまだ不明のままであり、加えて大会運営に関わる入札談合が発覚し、組織委員会元理事が東京地検特捜部に逮捕、起訴されるなど、負のレガシーとなってしまっていること、巨額の軍事費の計上が財政を圧迫していることを指摘した。

(3) 警告決議

決算に関する参議院の議決を構成する警告決議は、政府の事務事業等における不当・不適正な事象で政府が非を認めているものや、不作為やずさんな実施等により非効率な予算執行が生じた事象等に対し、参議院の立場から遺憾の意を込めて内閣に警告を発するものである。令和3年度決算自体は多数をもって是認されたが、警告決議は、委員会、本会議ともに全会一致で議決されている。令和3年度決算審査における議論を踏まえて議決した警告決議の項目は、図表2のとおりである¹²。この警告に対し、岸田内閣総理大臣は、令和5年6月14日の本会議において、「政府としては、従来から国の諸施策の推進に当たって、適正かつ効率的に執行するよう最善の努力を行っているところであるが、今般4項目にわたる指摘を受けたことは、誠に遺憾である。これらの決議の内容は、いずれも政府として重く受け止めるべきものと考えており、決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような指摘を受けることがないよう改善、指導していく」旨の所信を述べた¹³。

図表2 警告決議の項目

1. 送迎用バスの置き去り事案を繰り返さないための対策の徹底について
2. 名古屋刑務所の刑務官による不適正処遇事案について
3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の不透明な運営について
4. 防衛省・自衛隊におけるハラスメントの根絶について

(出所) 筆者作成

(4) 措置要求決議

措置要求決議とは、警告決議の対象となるほどの事象ではないが、決算的観点から行政の制度や実施面での改善が必要な場合や、警告決議の対象となるような不正や無駄が生ずる背景に制度上や事業実施の枠組みの問題がある場合に、委員会として改善を求めるものである。措置要求決議は、初めて議決した平成15年度決算審査以降、全ての会派の合意に

¹² 決議本文は参議院ホームページ「令和三年度決算 議決」〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/211/k010_061401.pdf〉を参照。(以下、URLの最終アクセス日はいずれも令和5年7月3日である。)

¹³ 第211回国会参議院本会議録第32号(令5.6.14)

基づいて議決されてきており、今回も、決算是認の賛否にかかわらず、全会派が賛成している。令和5年6月12日の委員会において、令和3年度決算審査における議論を踏まえて議決した措置要求決議の項目は、図表3のとおりである¹⁴。

図表3 措置要求決議の項目

1. 新型コロナウイルス感染症対策関連予算の執行状況等に係る国民への情報提供について
2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の不適切な執行等について
3. 里親制度、特別養子縁組制度等に係る予算の効果的な執行について
4. マイナンバーカードを利用したサービスにおける相次ぐ個人情報漏えい事案について
5. 刑事施設の改修工事等における繰越予算の不適切な執行について
6. 効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について
7. 特別会計予備費の低調な使用実績を踏まえた予算計上の在り方について
8. 家庭学習のためのモバイルWi-Fiルータ等の低調な使用状況について
9. 多額の国費等を投じた三菱スペースジェットの開発中止について
10. 農業農村整備事業等における公共測量手続の低調な実施状況について
11. 公共事業の効率・効果性及び実施過程の透明性の向上について
12. 陸自新システム用に借り上げた端末等の不十分な使用状況について
13. 特別保存に付すべき事件記録の廃棄について

(出所) 筆者作成

(5) 会計検査院への検査要請

決算委員会は、決算審査において行政の制度や仕組みに関して指摘された問題のうち、その実態が不明確なものについて、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対して検査要請を行い、その検査結果を後年度の決算審査で活用している。

今般、委員会では、令和3年度決算審査を踏まえ、令和5年6月12日、会計検査院に対し、2項目の検査要請を行うことを決定した（図表4）。

なお、決算審査の過程においては、在ロシア日本センター事業の実施状況等、特別会計予備費の状況、里親制度、特別養子縁組制度等の社会的養護に係る施策の実施状況等及び国が実施する道路整備事業について、それぞれ検査要請の提案があったが、与野党の合意に至らず、検査要請は行われなかった。

¹⁴ 決議本文は参議院ホームページ「令和3年度決算審査措置要求決議」〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/211/k028_061201_01.pdf〉を参照。なお、最高裁判所に対しても措置を要求した。

図表 4 会計検査院への検査要請の項目

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う旅行振興策の実施状況等について
- ・官民ファンドにおける業務運営の状況について

(注) 各項目における検査の対象及び内容については、会計検査院ウェブサイトを参照

<https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/activity/demand_r05.html>

(出所) 筆者作成

4. 令和3年度決算審査に基づく決議の特色

令和3年度決算審査では、4項目の警告決議及び13項目の措置要求決議が議決された。

今回の決議の特色として、行政及び公的な組織に所属する者による犯罪行為等の不適切な事案の発生について複数の決議が行われた点が挙げられる。警告決議の「名古屋刑務所の刑務官による不適正処遇事案について」、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会の不透明な運営について」及び「防衛省・自衛隊におけるハラスメントの根絶について」の3件である。このうち、刑務官による不適正処遇事案及び防衛省・自衛隊におけるハラスメント事案については、過去に同様の問題が発生し、対応がとられていたにもかかわらず、新たな事態の発生を防止することができなかったことを遺憾とし、同様の事態の根絶を求めることとされた。

また、決算委員会は平成29年6月に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について会計検査院に対し検査要請を行うことを決定し、会計検査院は、要請を受けて30年10月に1回目、続いて令和元年12月に2回目、4年12月に3回目の報告を行った。東京オリパラについては、開催前後を問わず、様々な問題が指摘されていたが、この3回の報告を通して、特に開催経費の全体像がはっきり示されず、透明性が欠けていたことが指摘され続けてきた。決算委員会による検査要請が問題発覚の契機として効力を発揮したと言える一方で、政府や組織委員会等で適切な改善が進まなかったことは問題である。今回の警告決議で求めたとおり、今後の大規模な競技大会の開催において、組織委員会等のガバナンス確保や大会経費の公表等を徹底し、同様の事態が繰り返されないようにする方策が必要であり、「政府が講じた措置」¹⁵等を踏まえ、政府の対応を引き続き注視する必要がある。

さらに、令和3年度は2年度に引き続き、通年で新型コロナウイルス感染症対策が行われていた。同対策に関連する決議は、措置要求決議の「新型コロナウイルス感染症対策関連予算の執行状況等に係る国民への情報提供について」、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の不適切な執行等について」及び「家庭学習のためのモバイルWi-Fiルータ等の低調な使用状況について」の3件である。同対策に関連する決議は、2年度においても行われており、未知の感染症の拡大という緊急事態への対応として考慮すべき事情はあるものの、予算執行に係る不適切な事態や透明性が欠けていたものについては検証、

¹⁵ 政府は、決議に示された是正改善の要求に対して講じた措置について、通例では決議が議決された翌年の1月に、「政府が講じた措置」として、警告決議については参議院議長に対して、措置要求決議については決算委員会に対して、それぞれ報告することとなっている。

改善し、今後いつ発生するか分からない次なる感染症危機に備える必要がある。この点についても引き続き政府の対応を注視する必要がある。

加えて、マイナンバー関連事業に関する措置要求決議が令和元年度から3年連続で行われたことも特筆すべき点である。特に2年度決算審査措置要求決議では、マイナンバー関連事業に関する決議とともに3年9月に発足したデジタル庁における度重なる情報漏えい事案についても決議を行っている。3年度は、マイナンバーを利用したサービスにおけるシステム上のトラブルや保険者による加入者データの誤登録などが相次いで発生した事案であり、マイナンバーに対する国民の信頼を損なう事態となっている。公務におけるデジタル化の遅れは早急に改善しなければならない問題ではあるが、デジタル化の推進には、行政機関等の機密情報や個人情報の漏えいを防ぐための情報セキュリティの確保が不可欠である。政府においては、政策効果を確実かつ効率的に発現させるとともに、情報セキュリティの確保に万全の対策を講じることが求められる。

5. 決算審査の更なる充実に向けた今後の課題

決算審査の意義は、国の予算執行の効果を検証し、その結果を後年度の予算編成及び執行に反映することによって、より一層適正な財政運営の実現を目指すところにある。決算審査が的確かつ円滑に行われるためには、政府が予算の執行状況について容易に検証できるよう情報開示することが求められる。この観点から、令和3年度決算審査を踏まえ、決算審査の更なる充実に向けた今後の課題を指摘したい。

一つ目は、決算における歳入、すなわち税収の検証である。決算審査においては予算の執行、すなわち歳出が多く取り上げられることとなるが、近年は、歳入のうち、税収について、過去最高を連続して記録している。令和3年度一般会計決算における税収は、2年度から6.2兆円（10.2%）増加し、過去最高の67.0兆円¹⁶となった。一方で、3年度の我が国の名目GDPは550.6兆円と前年度から13兆円増加したが、コロナ禍前とほぼ同じ水準となっており、著しい増加は見られていない。税収と名目GDPの推移について、2000年度を100として比較すると図表5のとおりであり、2000（平成12）年度以降、我が国の名目GDPはほぼ横ばいであったにもかかわらず、2014（平成26）年度から名目GDPの推移を上回る勢いで税収が増加していることが見てとれる。特に2021（令和3）年度の税収増は著しく、政府は、世界経済のコロナ禍からの回復に伴う需要増や円安等による好調な企業収益、雇用、賃金の緩やかな増加を背景に、法人税収や所得税収が増加したこと、加えて、社会保障財源を確保するための消費税率引上げ等を要因と説明している¹⁷。

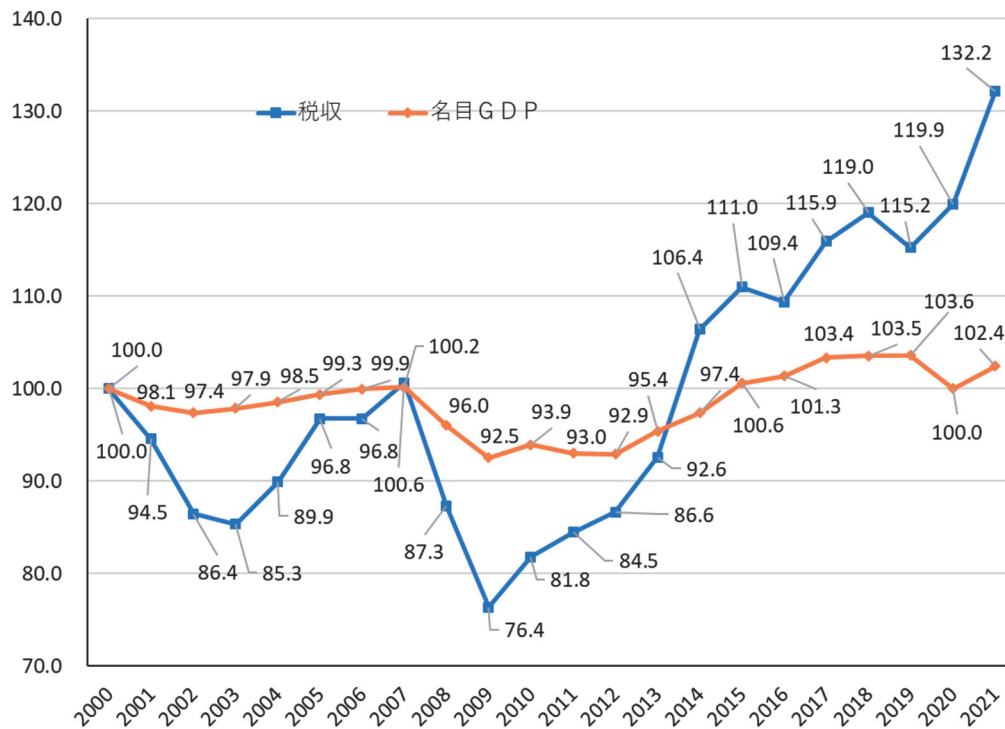
近年の名目GDPの推移と連動していない税収の増加の要因を検証する必要があるだろう。税収の増加は、プライマリーバランスを改善し、財政健全化に資するものである一方で、物価変動の影響を除いた実質賃金においては、3年度は前年度比0.5%増とほぼ横ばいとなっており、国民の負担感が大きくなりかねない。

¹⁶ 令和4年度の国の税収について、過去最高となる71.1兆円となる見込みであることが発表されている。（財務省「令和4年度一般会計税収の予算額と決算額（概数）」（令5.7.3））

¹⁷ 第211回国会参議院本会議録第2号10～11頁（令5.1.24）

今期国会で議論となった防衛費や少子化対策に係る財源について、国民の負担を求めることが注目されているが、税目ごとの増加要因の分析や国民生活の現状把握を徹底し、国民の理解を得ながら丁寧に議論を進める必要がある。

図表5 国の税収と名目GDPの推移（2000年度＝100）



(注) 横軸の年次は「年度」である。

(出所) 決算書及び内閣府国民経済統計より筆者作成

二つ目は、国有財産の管理状況である。国有財産については、毎年度決算とともに国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書が国会に提出されるが、決算審査で取り上げられる機会は多くないのが実情である。我が国の国有財産は令和3年度末で126.5兆円まで増加しており、このうち、土地は19.8兆円で国有財産に占める割合は15.7%に過ぎず、その多くは政府出資¹⁸等が占めている。政府出資等は、過去10年間で約26兆円増加し、合計額は94.2兆円、国有財産に占める割合は74.5%に及んでいる。

現在、政府が出資している法人は227法人あり、内訳は図表6のとおりである。政府は、これら政府が出資している法人の剰余金や利益から国庫納付金や配当として収入を得るとともに、国に保有義務が課せられていない法人については、その株式を売却して収入を得ており、これらは国の貴重な財源となっている。

令和3年度決算審査においては、政府出資のうち、官民ファンドに係る質疑が行われた。3年度末の官民ファンドへの政府からの出資等の額は約1兆7,795億円（前年同期比1,839

¹⁸ 政府出資とは、法人が公共上の見地から事業を行っていることを踏まえ、法人の業務の的確な実施や経営の安定性の確保の観点から、国が政策的に出資することによって取得した株式や出資による権利等のことをいう。

億円増)であり、全体の損益は5,989億円の累積黒字であるが、13ファンドのうち7機関8ファンドが累積赤字となっている¹⁹。

図表6 政府出資の状況(令和3年度末時点)(単位:兆円)

特殊会社	独立行政法人	国際機関	国立大学法人	金融機関・事業団等
32.8	36.6	10.8	7.2	6.1
日本電信電話(N T T)、日本たばこ産業(J T)、日本郵政、日本政策金融公庫、日本政策投資銀行等(29法人)	日本高速道路保有・債務返済機構、国際協力機構、中小企業基盤整備機構、住宅金融支援機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構等(83法人)	国際通貨基金、国際開発協会等(11法人)	東京大学、大阪大学、筑波大学、京都大学等(89法人)	全国健康保険協会、日本中央競馬会等(15法人)

(出所) 財務省資料より筆者作成

委員会においては、経済産業省が所管する(株)海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)の累積赤字(3年度末▲309億円)が取り上げられ、政府の指導監督状況についてただされた²⁰。さらに、先述のとおり、官民ファンドにおける業務運営の状況について、国会法第105条の規定に基づく会計検査院への検査要請が議決されている。

また、政府が出資している独立行政法人に関して、2年12月に会計検査院が報告した「独立行政法人における繰越欠損金の状況等について」では、独立行政法人4法人7勘定において、令和元事業年度時点で繰越欠損金が1,575億円で政府出資金1,755億円に迫る水準となっており、政府出資金が毀損するおそれがあることなどが指摘されている。

政府はこれまで、国有財産を売却することで様々な施策の財源として活用しており、国有財産の運用には透明性をもって有効活用することが求められる。国有財産の多くの割合を占める政府出資の状況について、国民に分かりやすく説明することが求められる。

決算委員会では、各年度の国の決算審査に合わせて、政府系金融機関等の決算や国有財産の増減、予備費の使用状況なども審査される。政府においては、毎年度の予算の執行状況とともに、政府出資などの公的資金の運用状況や補正予算や予備費等によって措置された各種施策の効果等を取りまとめ、より丁寧に説明することが求められる。

(もとしま ゆうぞう)

¹⁹ 内閣官房 官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会「官民ファンドの運営に係るガイドラインによる検証報告(第14回)」(令4.10.20)

²⁰ 第211回国会参議院決算委員会会議録第9号(令5.5.22)